

重要伝統的建造物群保存地区の選定について

平成29年5月19日（金）に開催される国の文化審議会において、養父市大屋町大杉伝統的建造物群保存地区が、重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）として選定される予定である。なお、同所は、兵庫県内では「神戸市北野町山本通重伝建地区」、「篠山市篠山重伝建地区」、「豊岡市出石重伝建地区」、「篠山市福住重伝建地区」につづく5箇所目の重伝建地区となる（全国95市町村、115地区）。

1 保存地区の名称

養父市大屋町大杉伝統的建造物群保存地区

2 保存地区の面積及び範囲（別図参照）

保存地区は、大杉集落のうち、大屋川左岸（西岸）に立地する東西約540メートル、南北約390メートル、面積約5.8ヘクタールの範囲。

養父市大屋町大杉字大杉の全域並びに字奥山^{おくやま}、字大町^{おおまち}及び字ムショウ谷の各一部

3 保存地区の特性

保存地区は、養父市の南西部を占める大屋町に位置し、鳥取県との県境をなす氷ノ山に源を発する大屋川沿いにあり、大屋町の中心部に近い大杉区に属している。山間部の狭い谷を流れる大屋川に面して点々と集落が営まれ、緑豊かな山並みと一体となった山間部特有の集落景観を形成する。江戸時代後期から昭和初期にかけて兵庫県下で最も養蚕が盛行した地域であり、水田面積の少ないことが養蚕が発展する要因となっている。

大杉区には、大屋川右岸の瓜原地区と左岸の大杉地区があり、保存地区は大杉区の大杉地区に位置する。大杉地区は、集落を流れる奥山谷川によって形成された扇状地に立地する。北側の尾根上には二宮神社と大福寺が立地し、その裾に住宅が立ち並ぶ。集落の北側に山を背負い、南側に大屋川が流れて開けた緩やかな傾斜地に集落が営まれ、近世以来の住宅立地が受け継がれている。

4 重伝建への選定理由

- ・重要伝統的建造物群保存地区選定基準「(三)伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの」による。

5 保存地区内の伝統的建造物群の特性

- ・伝統的建造物は養蚕集落の特徴を示す養蚕住宅を中心として納屋や土蔵、伝統的な神社や寺院があり、工作物には門、塀、石垣等がある。

- ・大杉地区の住宅は、山裾の緩やかな傾斜斜地に立地し、石垣によって造成された田畑や住宅の敷地を形成している。主屋の棟は等高線と平行して東西方向に置く住宅が多く、南からの採光が取り入れやすい。集落内の道路は拡幅されているが、折れ曲がった里道を踏襲している。道路の拡幅に伴って屋敷を構成する付属施設や石垣等の一部は変更されているが、主屋等の配置には大きな影響を与えてはいない。住宅と田畑、石垣、周囲の山や河川といった基本的な空間構成が道路の屈曲にそって展開する。

- ・保存地区の主屋は、二階建または三階建、切妻造、平入を基本とし、屋根は棧瓦葺である。2階、3階の外壁は大壁を基本とする。そして主屋の妻面に接して平屋または二階建の増築部を作っている。

- ・2階、3階はひとつづきの広間となった養蚕空間であり、中には障子等の建具による間仕切りを備える例もあり、飼育法との関係が強い。養蚕に特有の掃出窓や床を下げた火^か炉、荷物^ろ上げに利用した滑車の痕跡などが確認できる。

- ・保存地区には三階建養蚕住宅が12棟存在する。そのうち10棟が二階建から棟上という増築による三階建への改修であり、2棟は当初から三階建として建築されている。

- ・平成2年の航空写真では、瓦の種類は黒色の石州瓦ではなく赤褐色の石州瓦が現在よりも多く確認できる。また、屋根の棟部に通風換気を効率的に行う越屋根形状の通風装置である抜気が設けられている例もあるが、大杉地区では、棟下の妻面に開口部を設けて板戸を開閉する独自の通風装置を備える住宅が多く、特色となっている。

- ・外壁は、1階が真壁で2階と3階を大壁とするものが主流であり、養父市における養蚕住宅の特色となり、室内を効率よく保温することができる。軒裏は塗込めず、野地板と垂木のあらわしとなる。仕上げは、土壁にする農家としての印象が強いものと、表面を黄白色や青白色に大津壁を塗ることで町家に近い印象を与えるものがある。

- ・3階や2階の外壁には、床面から立ち上がる掃出窓を設ける。開口部の大きい掃出窓は、温度調整のために室内を効率よく換気できることに加え、養蚕で発生する各種の塵芥を効率良く外部に排出できる。掃出窓の配置は、上下階となる2階と3階で一致するもの、上下階で開口幅が異なるもの、上下階の窓の位置が一致しないため3階が後出であることを示すものなど多様である。

- ・保存地区には江戸時代後期に建てられた二宮神社本殿(県登録)と大福寺がある。上段に大福寺と鐘楼、中段には二宮神社本殿と拝殿や摂社、下段には広場とこもり堂があり、階段状に配置されている。二宮神社本殿は一間社で、屋根は入母屋造柿

葺である。大福寺は桁行3間・梁間3間で、方形造の瓦葺である。なお、二宮神社の広場は大杉ざんごこ踊り（県指定・国選択）の奉納場所となっている。

6 保存地区の保存整備の主な内容

（概要）

- ・養蚕集落の歴史的景観の空間構成を維持し、地区住民の理解と協力のもと、快適な生活の確保と防災機能の向上を図りながら、伝統的建造物群の外観を保存するための修理並びに伝統的建造物群以外の建築物等について修景を進め、保存地区全体の価値を高める。

（修理）

- ・伝統的建造物の保存整備については、外観を維持するために、「修理基準」を定め、これに基づく修理を行う。

（修景）

- ・伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替えもしくは色彩の変更は、伝統的建造物群の特性に調和するよう「修景基準」及び「許可基準」を定め、これを適切に運用し修景を行う。

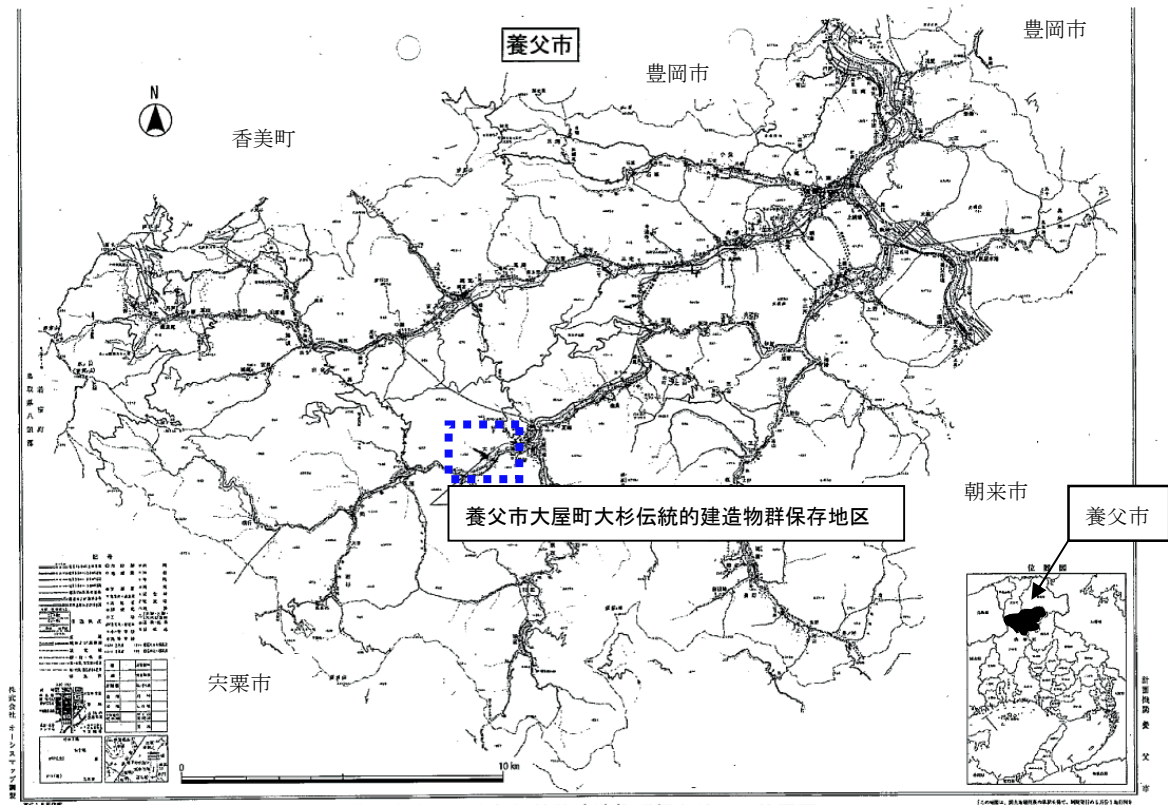
7 保存地区における助成措置等

- ・修理・修景について、国から財政的、技術的援助がある。

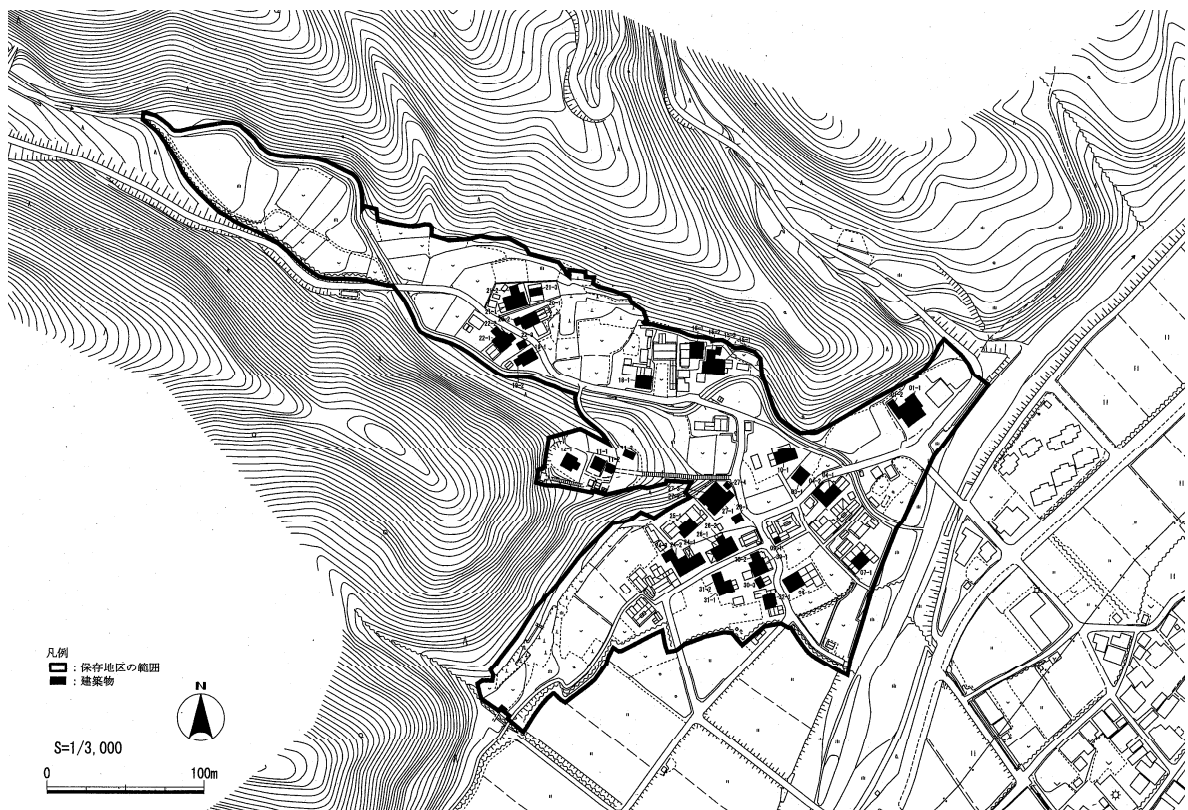
8 その他

- ・大杉区：大杉地区のある大杉区は、大屋町の北部中央に位置し、地区の中央を流れる大屋川をはさみ、北側の約30戸の集落を「大杉地区」、南側の約90戸の集落を「瓜原地区」という。
- ・平成13年に兵庫県景観形成地区に指定。
- ・大杉ざんごこ踊り：毎年8月16日に二宮神社で奉納。県指定重要無形民俗文化財、国選択無形民俗文化財。
- ・二宮神社本殿：文政11年（1828）建立。県登録文化財。
- ・保存地区内では、国家戦略特区による旅館業法の特例を活用して2棟の農家主屋が宿泊施設に改修され、平成27年10月より開業している。

養父市大屋町大杉伝統的建造物群保存地区の位置と範囲



保存地区の位置



保存地区の範囲

参考資料

重要伝統的建造物群保存地区の新規選定

名 称	所在地	選定基準※
養父市大屋町大杉伝統的建造物群保存地区	兵庫県養父市	(三)

※下記、「重要伝統的建造物群保存地区選定基準」による

重要伝統的建造物群保存地区数

○全国（詳細は別添資料参照）

	現保存地区数	今回選定地区数	合計
保存地区 (市町村数)	114 箇所 (94 市町村)	1 箇所 (1 市)	115 箇所 (95 市町村)

○兵庫県

	現保存地区数	今回選定地区数	合計
保存地区 (市町数)	4 箇所 (3 市)	1 箇所 (1 市)	5 箇所 (4 市)

重要伝統的建造物群保存地区選定基準（昭和 50 年 11 月 20 日 文部省告示第 157 号）

伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次の各号の一に該当するもの

- (一) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの
- (二) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの
- (三) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの

(参考) 重要伝統的建造物群保存地区一覧(答申・官報告示後)

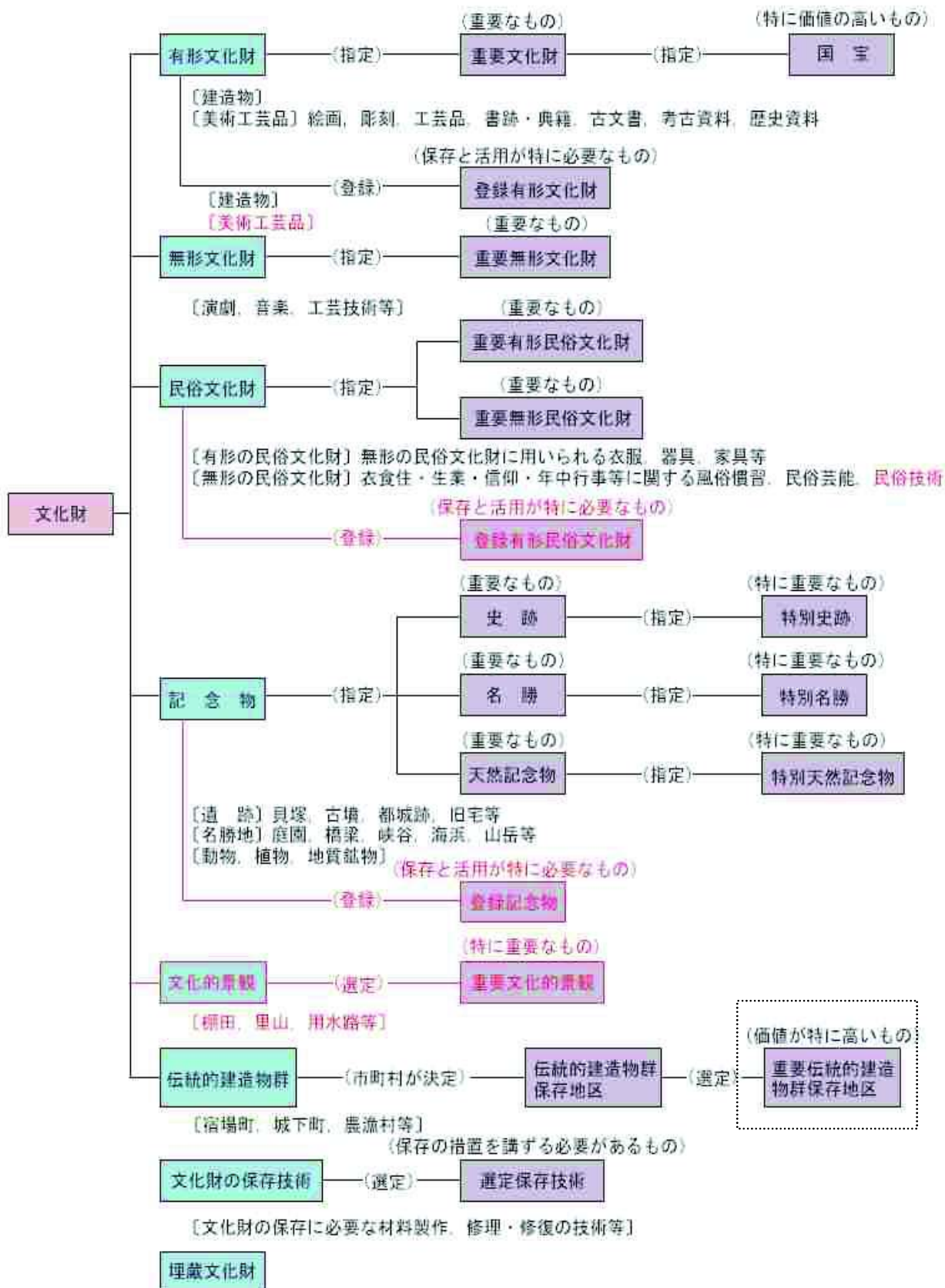
No	都道府県	地区名称	種 別	選定年月日 (拡大年月日)	選定 基準	面積 (ha)
1	北海道	函館市元町末広町	港町	平 1. 4. 21	(三)	14.5
2	青森	弘前市仲町	武家町	昭 53. 5. 31	(二)	10.6
3	青森	黒石市中町	商家町	平 17. 7. 22	(一)	3.1
4	岩手	金ヶ崎町城内諏訪小路	武家町	平 13. 6. 15	(二)	34.8
5	宮城	村田町村田	商家町	平 26. 9. 18	(一)	7.4
6	秋田	横手市増田	在郷町	平 25. 12. 27	(二)	10.6
7	秋田	仙北市角館	武家町	昭 51. 9. 4	(二)	6.9
8	福島	下郷町大内宿	宿場町	昭 56. 4. 18	(三)	11.3
9	福島	南会津町前沢	山村集落	平 23. 6. 20	(三)	13.3
10	茨城	桜川市真壁	在郷町	平 22. 6. 29	(二)	17.6
11	栃木	栃木市嘉右衛門町	在郷町	平 24. 7. 9	(二)	9.6
12	群馬	桐生市桐生新町	製織町	平 24. 7. 9	(二)	13.4
13	群馬	中之条町六合赤岩	山村・養蚕集落	平 18. 7. 5	(三)	63.0
14	埼玉	川越市川越	商家町	平 11. 12. 1	(一)	7.8
15	千葉	香取市佐原	商家町	平 8. 12. 10	(三)	7.1
16	新潟	佐渡市宿根木	港町	平 3. 4. 30	(三)	28.5
17	富山	高岡市山町筋	商家町	平 12. 12. 4	(一)	5.5
18	富山	高岡市金屋町	鋳物師町	平 24. 12. 28	(一)	6.4
19	富山	南砺市相倉	山村集落	平 6. 12. 21	(三)	18.0
20	富山	南砺市菅沼	山村集落	平 6. 12. 21	(三)	4.4
21	石川	金沢市東山ひがし	茶屋町	平 13. 11. 14	(一)	1.8
22	石川	金沢市主計町	茶屋町	平 20. 6. 9	(一)	0.6
23	石川	金沢市卯辰山麓	寺町	平 23. 11. 29	(二)	22.1
24	石川	金沢市寺町台	寺町	平 24. 12. 28	(二)	22.0
25	石川	輪島市黒島地区	船主集落	平 21. 6. 30	(二)	20.5
26	石川	加賀市加賀橋立	船主集落	平 17. 12. 27	(二)	11.0
27	石川	加賀市加賀東谷	山村集落	平 23. 11. 29	(三)	151.8
28	石川	白山市白峰	山村・養蚕集落	平 24. 7. 9	(三)	10.7
29	福井	小浜市小浜西組	商家町・茶屋町	平 20. 6. 9	(二)	19.1
30	福井	若狭町熊川宿	宿場町	平 8. 7. 9	(三)	10.8
31	山梨	甲州市塩山下小田原上条	山村・養蚕集落	平 27. 7. 8	(三)	15.1
32	山梨	早川町赤沢	山村・講中宿	平 5. 7. 14	(三)	25.6
33	長野	長野市戸隠	宿坊群・門前町	平 29. 2. 23	(二)	73.3

34	長野	塩尻市奈良井	宿場町	昭 53. 5. 31	(三)	17. 6
35	長野	塩尻市木曾平沢	漆工町	平 18. 7. 5	(二)	12. 5
36	長野	千曲市稲荷山	商家町	平 26. 12. 10	(二)	13. 0
37	長野	東御市海野宿	宿場・養蚕町	昭 62. 4. 28	(一)	13. 2
38	長野	南木曾町妻籠宿	宿場町	昭 51. 9. 4	(三)	1, 245. 4
39	長野	白馬村青鬼	山村集落	平 12. 12. 4	(三)	59. 7
40	岐阜	高山市三町	商家町	昭 54. 2. 3 (平 9. 5. 29)	(一)	4. 4
41	岐阜	高山市下二之町大新町	商家町	平 16. 7. 6	(一)	6. 6
42	岐阜	美濃市美濃町	商家町	平 11. 5. 13	(一)	9. 3
43	岐阜	恵那市岩村町本通り	商家町	平 10. 4. 17	(三)	14. 6
44	岐阜	郡上市郡上八幡北町	城下町	平 24. 12. 28	(三)	14. 1
45	岐阜	白川村荻町	山村集落	昭 51. 9. 4	(三)	45. 6
46	静岡	焼津市花沢	山村集落	平 26. 9. 18	(三)	19. 5
47	愛知	名古屋市有松	染織町	平 28. 7. 25	(一)	7. 3
48	愛知	豊田市足助	商家町	平 23. 6. 20	(一)	21. 5
49	三重	亀山市関宿	宿場町	昭 59. 12. 10	(三)	25. 0
50	滋賀	大津市坂本	里坊群・門前町	平 9. 10. 31	(三)	28. 7
51	滋賀	彦根市河原町芹町地区	商家町	平 28. 7. 25	(二)	5. 0
52	滋賀	近江八幡市八幡	商家町	平 3. 4. 30	(一)	13. 1
53	滋賀	東近江市五個荘金堂	農村集落	平 10. 12. 25	(三)	32. 2
54	京都	京都市上賀茂	社家町	昭 63. 12. 16	(三)	2. 7
55	京都	京都市産寧坂	門前町	昭 51. 9. 4 (平 8. 7. 9)	(三)	8. 2
56	京都	京都市祇園新橋	茶屋町	昭 51. 9. 4	(一)	1. 4
57	京都	京都市嵯峨鳥居本	門前町	昭 54. 5. 21	(三)	2. 6
58	京都	南丹市美山町北	山村集落	平 5. 12. 8	(三)	127. 5
59	京都	伊根町伊根浦	漁村集落	平 17. 7. 22	(三)	310. 2
60	京都	与謝野町加悦	製織町	平 17. 12. 27	(二)	12. 0
61	大阪	富田林市富田林	寺内町・在郷町	平 9. 10. 31	(一)	11. 2
62	兵庫	神戸市北野町山本通	港町	昭 55. 4. 10	(一)	9. 3
63	兵庫	豊岡市出石	城下町	平 19. 12. 4	(二)	23. 1
64	兵庫	篠山市篠山	城下町	平 16. 12. 10	(二)	40. 2
65	兵庫	篠山市福住	宿場町・農村集落	平 24. 12. 28	(三)	25. 2
66	兵庫	養父市大屋町大杉	山村・養蚕集落	—	(三)	5. 8
67	奈良	橿原市今井町	寺内町・在郷町	平 5. 12. 8	(一)	17. 4
68	奈良	五條市五條新町	商家町	平 22. 12. 24	(一)	7. 0
69	奈良	宇陀市松山	商家町	平 18. 7. 5	(一)	17. 0

70	和歌山	湯浅町湯浅	醸造町	平 18. 12. 19	(二)	6. 3
71	鳥取	倉吉市打吹玉川	商家町	平 10. 12. 25 (平 22. 12. 24)	(一)	9. 2
72	鳥取	大山町所子	農村集落	平 25. 12. 27	(三)	25. 8
73	島根	大田市大森銀山	鉾山町	昭 62. 12. 5 (平 19. 12. 4)	(三)	162. 7
74	島根	大田市温泉津	港町・温泉町	平 16. 7. 6 (平 21. 12. 8)	(二)	36. 6
75	島根	津和野町津和野	武家町・商家町	平 25. 8. 7	(二)	11. 1
76	岡山	倉敷市倉敷川畔	商家町	昭 54. 5. 21 (平 10. 12. 25)	(一)	15. 0
77	岡山	津山市城東	商家町	平 25. 8. 7	(一)	8. 1
78	岡山	高梁市吹屋	鉾山町	昭 52. 5. 18	(三)	6. 4
79	広島	呉市豊町御手洗	港町	平 6. 7. 4	(二)	6. 9
80	広島	竹原市竹原地区	製塩町	昭 57. 12. 16	(一)	5. 0
81	山口	萩市堀内地区	武家町	昭 51. 9. 4 (昭 53. 5. 31)	(二)	55. 0
82	山口	萩市平安古地区	武家町	昭 51. 9. 4 (平 5. 12. 8)	(二)	4. 0
83	山口	萩市浜崎	港町	平 13. 11. 14	(二)	10. 3
84	山口	萩市佐々並市	宿場町	平 23. 6. 20	(二)	20. 8
85	山口	柳井市古市金屋	商家町	昭 59. 12. 10	(一)	1. 7
86	徳島	美馬市脇町南町	商家町	昭 63. 12. 16	(一)	5. 3
87	徳島	三好市東祖谷山村落合	山村集落	平 17. 12. 27	(三)	32. 3
88	徳島	牟岐町出羽島	漁村集落	平 29. 2. 23	(三)	3. 7
89	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	港町	昭 60. 4. 13	(三)	13. 1
90	愛媛	西予市宇和町卯之町	在郷町	平 21. 12. 8	(二)	4. 9
91	愛媛	内子町八日市護国	製蠟町	昭 57. 4. 17	(三)	3. 5
92	高知	室戸市吉良川町	在郷町	平 9. 10. 31	(一)	18. 3
93	高知	安芸市土居廓中	武家町	平 24. 7. 9	(二)	9. 2
94	福岡	八女市八女福島	商家町	平 14. 5. 23	(二)	19. 8
95	福岡	八女市黒木	在郷町	平 21. 6. 30	(三)	18. 4
96	福岡	うきは市筑後吉井	在郷町	平 8. 12. 10	(三)	20. 7
97	福岡	うきは市新川田竈	山村集落	平 24. 7. 9	(三)	71. 2
98	福岡	朝倉市秋月	城下町	平 10. 4. 17	(二)	58. 6
99	佐賀	鹿島市浜庄津町浜金屋町	港町・在郷町	平 18. 7. 5	(二)	2. 0
100	佐賀	鹿島市浜中町八本木宿	醸造町	平 18. 7. 5	(一)	6. 7
101	佐賀	嬉野市塩田津	商家町	平 17. 12. 27	(二)	12. 8
102	佐賀	有田町有田内山	製磁町	平 3. 4. 30	(三)	15. 9
103	長崎	長崎市東山手	港町	平 3. 4. 30	(二)	7. 5
104	長崎	長崎市南山手	港町	平 3. 4. 30	(二)	17. 0

105	長崎	平戸市大島村神浦	港町	平 20. 6. 9	(二)	21. 2
106	長崎	雲仙市神代小路	武家町	平 17. 7. 22	(二)	9. 8
107	大分	日田市豆田町	商家町	平 16. 12. 10	(二)	10. 7
108	宮崎	日南市飫肥	武家町	昭 52. 5. 18	(二)	19. 8
109	宮崎	日向市美々津	港町	昭 61. 12. 8	(二)	7. 2
110	宮崎	椎葉村十根川	山村集落	平 10. 12. 25	(三)	39. 9
111	鹿児島	出水市出水麓	武家町	平 7. 12. 26	(二)	43. 8
112	鹿児島	薩摩川内市入来麓	武家町	平 15. 12. 25	(二)	19. 2
113	鹿児島	南九州市知覧	武家町	昭 56. 11. 30	(二)	18. 6
114	沖縄	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	平 12. 5. 25	(三)	21. 4
115	沖縄	竹富町竹富島	島の農村集落	昭 62. 4. 28	(三)	38. 3
43 道府県 95 市町村 115 地区				—	—	3,883.2 ha

◆文化財の体系図



用語解説

【(重要) 伝統的建造物群保存地区】

城下町、宿場町などの歴史的な町並みの保存を図る文化財保護法による制度で、市町村が都市計画または条例により伝統的建造物群保存地区を定め、国（文部科学大臣）はその中から価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定する。

文化財建造物を「面」で保存しようとするもので、保存地区内で社寺、民家などの「建築物」、門、土塀などの「工作物」、庭園、樹木などの「環境物件」を特定し、市町村が、条例で保存地区の現状変更行為の規制などの措置を定め保護を図っている。なお、管理、修理、修景などに対して国・県・市が財政的な補助を行うとともに技術的指導を行っている。

【伝統的建造物】

伝統的建造物群保存地区の特徴を示す建築物及びその他の工作物。

【環境物件】

伝統的建造物群と一体をなす樹木、川等の自然物。

【修理】

保存の措置を講じる物件の不具合を改善すること。

【修景】

新築等、保存の措置を講じる物件について、周囲の歴史的環境と調和を図ること。

【平入】

建物の平の側に入り口のあること。

【石州瓦】

石州（現島根県石見地方）地方で作成されている表面に釉薬のかかった瓦。赤茶色の表面が特徴で、一般的ないぶし瓦に対して凍害に強い。

【越屋根】

屋根上に小屋根を設けた屋根形式。

【野地板】

垂木上面に張った板。

【大津壁】

日本壁の一つ。貝灰や石灰を水で練り、色土等を加えた塗り壁。

【宝形造】

四方に傾斜をもち、棟が1点に集まる屋根。

【(国) 選択無形民俗文化財】

重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、記録、保存、公開に対して経費の一部を公費による補助を受けることができるものとして、文化審議会の答申に基づき文化庁長官によって選択された文化財

養父市大屋町大杉伝統的建造物群保存地区(養父市教育委員会提供)



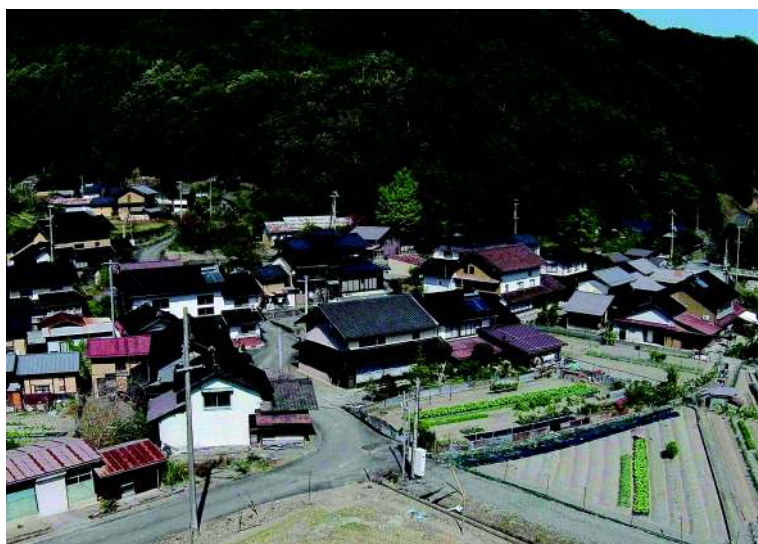
01大杉地区全景



02大杉地区全景



03字奥山



04字大杉



05字大町



06字大町

養父市大屋町大杉伝統的建造物群保存地区(養父市教育委員会提供)



07字大町



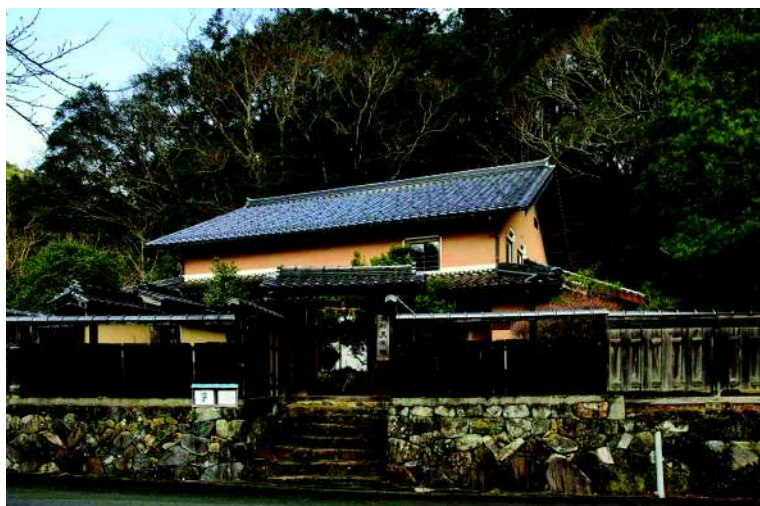
08字大町-住宅1



13字大町-住宅3



14字大町



15字大杉-木彫展示館



16字大杉

養父市大屋町大杉伝統的建造物群保存地区(養父市教育委員会提供)



17字大杉



18字大町-住宅4



23字奥山



24字奥山-住宅5



25字大町-北東から



26字大町-北から



27字奥山



28字奥山-住宅6



29字奥山-大福寺



30字奥山-二宮神社



31字奥山-石垣



32字奥山-石垣